# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	後期高齢者医療制度関係事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

小樽市長

#### 公表日

令和4年12月27日

#### I 関連情報

」 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	後期高齡者医療制度関係事務
②事務の概要	<ul> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、保険料の額に係る通知書の引渡し、及び保険料の徴収などの事務を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。         <ul> <li>①被保険者の資格管理に関する事務</li> <li>②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務</li> <li>③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li> <li>④保険料の特別徴収に関する事務</li> <li>⑤保険料の口座振替に関する事務</li> </ul> </li> <li>⑥保健事業の実施に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	①後期高齢者医療システム、②後期高齢者医療広域連合電算処理システム、③滞納整理システム、④ 収納管理システム、⑤中間サーバー、⑥統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
後期高齢者医療台帳、収納管	理・滞納整理ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第 1項 別表第1の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の82の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の80、83の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保険部 保険年金課、保険収納課
②所属長の役職名	保険年金課長、保険収納課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいける		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和3年9月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	13年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目評	2) 基礎 3) 基礎	項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び3	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 <sup>-</sup>	力を入れている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 <sup>-</sup>	力を入れている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 <sup>-</sup>	力を入れている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	2) 十分	力を入れている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ O ]接続しない(	入手) [ 0 ]	接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	2) 十分 <sup>3</sup> 課題;	力を入れている である が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		1	2) 十分 <sup>-</sup>	力を入れている				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分 <sup>-</sup>	力を入れている				
8. 監査									
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監査	<u></u>			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分(	技> 力を入れて行って に行っている に行っていない	いる			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I -5②所属長	医療保険部 後期高齡·福祉医療課長 須藤 慶子、保険収納課長 小林 信夫	医療保険部 後期高齡·福祉医療課長 須藤 慶子、保険収納課長 生瀬 裕司	事後	人事異動に伴う記載の変更の ため、重要な変更に当たらな い。
平成29年5月31日	I-5②所属長	医療保険部 後期高齡·福祉医療課長 須藤 慶子、保険収納課長 生瀬 裕司	医療保険部 後期高齡·福祉医療課長 佐藤典孝、保険収納課長 阿達 広司	事後	人事異動に伴う記載の変更の ため、重要な変更に当たらない。
平成29年12月1日	1②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務 ③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務 ④保険料の特別徴収に関する事務 ⑤保険料の口座振替に関する事務	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務 ③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務 ④保険料の特別徴収に関する事務 ⑤保険料の口座振替に関する事務 ⑥保健事業の実施に関する事務	事後	法令等の改正による変更
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職名	医療保険部 後期高齡·福祉医療課長 佐藤 典孝、保険収納課長 阿達 広司	後期高齡・福祉医療課長、保険収納課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な変更に あたらない。
平成31年3月15日	Ⅳ リスク対策	_	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な変更に あたらない。
令和2年6月23日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の82の項 <情報提供> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の83の項	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の82の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の83の項	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	I -5①部署	医療保険部 後期高齡·福祉医療課、保険収納課	福祉保険部 保険年金課、保険収納課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	I-5②所属長の役職名	後期高齡•福祉医療課長、保険収納課長	保険年金課長、保険収納課長	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務 ③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務 ④保険料の特別徴収に関する事務 ⑤保険料の口座振替に関する事務 ⑥保健事業の実施に関する事務	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務 ③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ④保険料の特別徴収に関する事務 ⑤保険料の口座振替に関する事務 ⑥保健事業の実施に関する事務	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日		<情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の83の項	<情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の80、83の項	事後	精査による。